岡生自第５８９号
平成２６年２月１７日

生活保護法指定薬局　御中

岡山市長　　大森　雅夫
＜　公　印　省　略　＞

生活保護における後発医薬品の使用促進に関する取組について（依頼）

生活保護法における医療扶助の実施にあたりましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、国全体で後発医薬品の普及を図る取組の一環として、生活保護受給者に対しても後発医薬品の使用促進を図るため、昨年度から指定薬局において一旦服用を促す取組を始めました。取組の結果、生活保護受給者の間でも後発医薬品が広く認知され、後発医薬品を選択する受給者も増えてまいりました。

今年度については、さらなる使用促進を図るため、一旦服用を促すことから原則として後発医薬品を使用することとする取組を実施するよう、厚生労働省から通知が発出されています。

つきましては、本市においても下記のとおり取組を実施しますので、本取組にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

１　後発医薬品の使用促進に関する取組

国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいる中、生活保護における使用割合が全体に比べて低いことから、生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合には、原則として後発医薬品を使用して頂くことになりました。

後発医薬品の使用が可能であるにも関わらず、先発医薬品を希望する生活保護受給者に対しては、その理由に妥当性がないと判断される場合、福祉事務所による服薬指導を含む健康管理指導の対象者として、後発医薬品の使用を促すこととしています。

２　生活保護受給者に対する周知

市内の生活保護受給者に対しては、別紙１のお知らせ文を平成２６年２月下旬に送付し、取組への理解や協力についてお願いすることとしています。

３　指定薬局において実施していただく取組

各指定薬局におかれましては、平成２６年３月から、次のとおり取組を実施していただきますようお願いいたします。

（１）取組内容

①後発医薬品及び本取組の説明

一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を

不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者（以下「取組対象者」という。）に対して、後発医薬品に関する取組について説明し、原則として後発医薬品を調剤してください。説明の際には、必要に応じて患者向けリーフレットを（２）によりダウンロードしてご活用ください。

ただし、取組対象者が後発医薬品の使用に同意せず、引き続き先発医薬品を希望する場合は、その理由等を確認した上で、先発医薬品を調剤してください。

②先発医薬品を調剤した理由等の記録

上記①において、先発医薬品を調剤した場合、取組対象者から確認した理由等を別紙２の報告様式に記録してください。報告様式は、（２）により電子媒体（エクセル様式）のものをダウンロードして使用してください。

なお、後発医薬品への変更が不可とされていない場合であっても、薬剤師の専門的な知見や、その時の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することは可能です。こうした場合においても、報告様式に理由等を記録してください。

在庫都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後、可能な限り後発医薬品が調剤できる体制整備をお願いいたします。

③報告様式の提出

上記②により記録した報告様式は、月ごとに取りまとめたものを、翌月１５日までに、（３）の提出先にエクセル様式のまま電子メールで提出してください。

④同じ取組対象者へ継続して先発医薬品を調剤する場合の対応

上記②及び③は、先発医薬品を調剤する取組対象者全員に１回は実施してください。その後、同じ取組対象者に継続して先発医薬品を調剤する場合は、３ヶ月に１回実施してください。

（２）報告様式及びリーフレット等のダウンロードについて

報告様式及びリーフレット等は、岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしてください。

岡山市トップページ＞電子サービス＞書式・申請書＞保健所・福祉 ＞生活保護指定医療・介護機関＞後発医薬品の使用促進に関する取組について

（３）報告様式の提出先

報告様式は、次の提出専用メールアドレスに電子メールで提出してください。

【メールアドレス】hogogeneric@city.okayama.jp

※提出の際には、アドレスをよくお確かめのうえ、お間違いのないようお願いします。

４　この文書に関する問い合わせ先

H26.4.1 機構改革により問い合わせ先変更。

岡山市保健福祉局生活保護・自立支援課~~保護係~~　医療扶助適正化係

電話　０８６－~~８０３－１２１５~~　086-803-1244

※個々の調剤等に関しては、各福祉事務所までお問い合わせください。

（別紙１）

平成２６年２月

＜お知らせ＞

生活保護を受給している皆様へ

岡　山　市

ジェネリック医薬品の使用について

ジェネリック医薬品は、品質や効き目、安全性が、先発医薬品と同等とされており、先発医薬品よりも低価格なお薬です。

いま、国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。

その一環として、生活保護では、医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合、原則としてジェネリック医薬品を使用していただくことになりました。

薬局で、ジェネリック医薬品の使用について説明を受けたときは、使用できない特別な理由がある場合を除き、原則として使用していただきますようお願いします。

なお、ジェネリック医薬品の使用に同意いただけない場合は、ご希望の先発医薬品を受け取ることができますが、薬局はその理由などを確認し、後日、福祉事務所に報告します。

福祉事務所は、報告された理由などを確認し、場合によっては、ジェネリック医薬品を使用していただくように、さらに詳しくお話しをさせていただくことがあります。

ジェネリック医薬品の普及に、ご理解とご協力をお願いします。

（別紙２　報告様式）

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況

（　平成　　年　　月　調剤分　）

薬局コード	
薬局名	

No.	公費負担者番号	公費受給者番号	生年月日	処方医が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合に、先発医薬品を調剤した理由等								調剤した先発医薬品名
				1	2	3	4	5	6	7	8	
				薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	薬剤師が専門的な知見に基づき適当であると判断したため	患者が過去に当該後発医薬品を使用し、不都合が生じたことがあったため	患者が後発医薬品の使用に不安を訴えたため	患者が単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため	患者が単に後発医薬品があることを理由に同意しなかったため	特に理由はない（理由を言わない）	その他の理由	
例	12334017	1111111	S11.1.1					○				ガスターD錠10mg、デパス錠0.5mg
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

【提出先メールアドレス】hogogeneric@city.okayama.jp